

事業主・事務組合の皆様へ

石綿(アスベスト)健康被害救済のための 「一般拠出金」の申告・納付について

一般拠出金の申告・納付にあたっての Q&A

Q1 石綿をあっても、扱ってもいのに一般拠出金を支払うはどうしてか。

A1 石綿(アスベスト)は、例えば建築物の天井や外壁、自動車のブレーキライニング、発電所のパッキン、水道管等に使用されてきた実態があり、産業基盤となる施設、設備、機械等に広く使用されてきました。

このため、およそ事業活動を営む全ての者が、石綿を使用した建築物を事務所とし、石綿を含有するパッキンを使用した発電所で発電された電気を利用してきましたこと等の理由から、石綿の使用による経済的利得を受けてきた事業者全てで費用負担することが妥当と判断したものです。

Q2 労災保険の適用事業場の事業主から、一般拠出金を申告・納付させるのはどうしてか。

A2 様々な事業活動を行う事業主から、幅広く公平に一般拠出金をご負担いただくことに資するため、労働者一人でも雇っている労災保険の適用事業場の事業主の皆様にご負担いただくこととしたものです。また、一般拠出金の徴収については、労働保険料の申告・納付対象と重複するため、効率的かつ確実な申告・納付という観点から、労働保険料と一緒に申告・納付することとしたものです。

Q3 一般拠出金には概算払い制度がないのはなぜか。

A3 一般拠出金は労働保険料に比べ少額であるため、事業主の皆様の事務負担を考慮して一回で申告・納付が終了するように概算払い制度を採用しなかったものです。

Q4 一般拠出金の申告・納付に労災保険のメリット制の適用がないのはなぜか。

A4 一般拠出金は、労働災害に対する給付に充てられるものではありません。石綿により中皮腫や肺がんを発症しているにもかかわらず、労働災害に対する給付の対象とならない方(近隣住民等)への医療費等救済費用に充てるため、事業主の皆様より一律の一般拠出金率(0.05／1000)をもってご負担いただきます。

のことから、労働災害の発生に応じて、保険料率が上下するメリット制を適用するにはなじまないため、メリット制は適用されません。

Q5 一般拠出金を申告・納付しないとどうなるのか。

A5 年度更新の申告期限までに申告・納付がない場合、政府による認定決定によって一般拠出金の額を決定し、事業主に通知します。その際には一般拠出金元本の他、追徴金が課されます。また、その後も一般拠出金を滞納し続けた場合、延滞金が課され、最終的には財産の差押え等による行政処分がなされます。

一般拠出金の申告・納付に係るお問い合わせは
都道府県労働局・労働基準監督署まで

「一般拠出金」とは

「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、
石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に
充てるため、2007年(平成19年)4月1日※から
事業主の皆様にご負担いただくものです

※平成19年度の労働保険の年度更新等から



事業主の皆さん、
石綿(アスベスト)健康被害救済のための
「一般拠出金」の申告・納付が始まります。

- 労災保険適用事業場の全事業主が対象です。
- 一般拠出金は、労働保険の年度更新に併せて申告・納付してください。
- 納付手続きは平成19年4月1日からです。

厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・(社)全国労働保険事務組合連合会 / 環境省

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署／環境省

石綿健康被害救済制度は石綿(アスベスト)による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償の対象とならない方(近隣住民等)に対して、迅速な救済を図ることを目的として、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき創設されました。

この救済(医療費等の支給)に必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金及び事業主の皆様からの拠出金によってまかなわれます。

「一般拠出金」申告・納付のポイント

1 対象

労災保険適用事業場の全事業主が対象です

アスベストは、全ての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。このため健康被害者の救済にあたっては、アスベストの製造販売等を行ってきた事業の事業主のみならず、すべての労災保険適用事業場の事業主に一般拠出金をご負担いただくこととしています。

注意：特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(一般拠出金の徴収及び納付義務)

第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

2 (略)

3 労災保険適用事業主(略)は、一般拠出金を納付する義務を負う。

2 納付方法(納付時期) 労働保険料と併せて申告・納付します

継続事業における一般拠出金は、①平成19年度の労働保険料の年度更新より申告・納付していただきます。また、②平成19年4月1日以降、事業終了(廃止)した場合にも労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付していただきます。

- ① 労働保険の年度更新手続 } 労働保険の確定保険料の申告に併せて
- ② 事業終了(廃止) } 申告・納付します

注意：一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。延納(分割納付)はできません。

3 料率 一般拠出金率は1000分の0.05です

業種を問わず、料率は一律1000分の0.05です。労災保険のメリット対象事業場についても一般拠出金率にはメリット料率の適用(割増、割引)はありません。

4 算定方法

$$\text{一般拠出金額} = \frac{\text{事業主が平成18年度に労働者に支払った賃金総額(千円未満切捨て)}}{\text{}} \times \frac{\text{一般拠出金率}}{(一律0.05/1000)}$$

(例)賃金総額1千万円の場合→1千万円×0.05/1000=500円

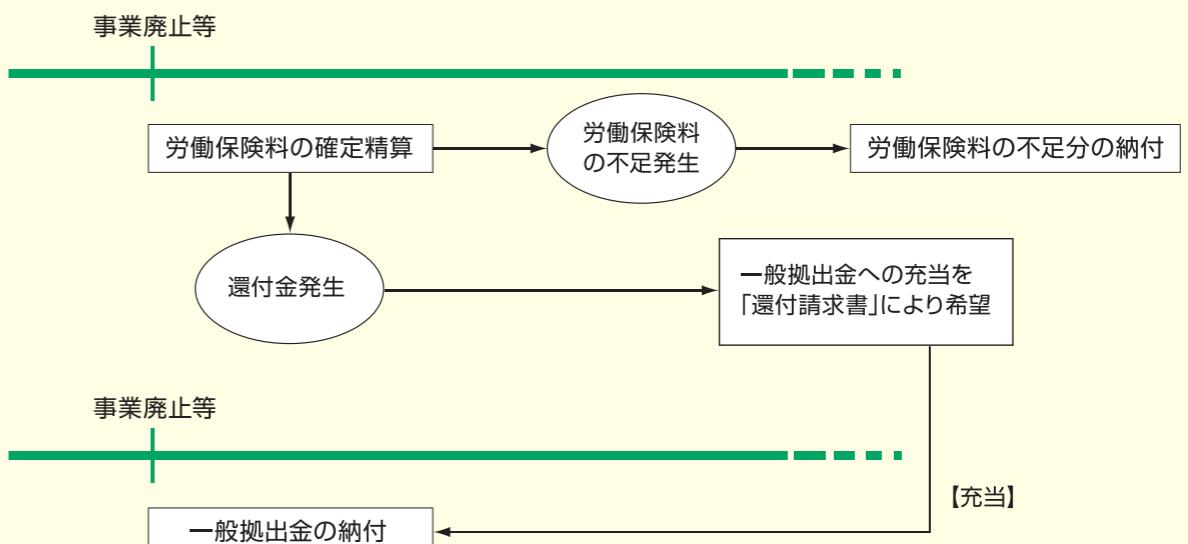
5 有期事業 平成19年4月1日以降に新たに開始した事業(工事等)の分を申告・納付します

- ①単独有期事業…事業(工事等)終了時に、労働保険の確定保険料と併せて申告・納付します。
- ②一括有期事業…一括されている事業であっても、個々の事業(工事等)の事業開始年月日が平成19年4月1日以降のもののみ申告・納付対象となります。したがって、平成19年度の年度更新では平成19年3月31日までに終了した事業(工事等)が対象となるため、一般拠出金の申告・納付の必要はありません。(平成20年度の労働保険の年度更新より申告・納付することとなります。)

6 事業廃止等 年度途中の算定基礎額により申告・納付します

平成19年度の年度更新時に一般拠出金を納付した後、年度途中において事業を廃止等した場合、平成19年度の労働保険の確定保険料の精算手続と併せて、事業主が廃止等の時点までの間に労働者へ支払った賃金総額を基に一般拠出金の納付手続を行っていただくことになります。

なお、労働保険料の確定精算により還付金が発生している場合、「還付請求書」の提出時に一般拠出金への充当を希望することによって一般拠出金の納付を行うこともできます。



7 事務組合の皆様へ 一般拠出金の事務処理について行うこととなります

労働保険事務組合は、労働保険料に併せて一般拠出金の事務処理についても行うこととなります。したがって、平成19年度年度更新からは委託事業主の労働保険料に併せて一般拠出金も申告・納付することになります。

なお、現在、労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している事業主の皆様は、このまま、一般拠出金の事務処理についても委託することとなり、新たに労働局に対する事務手続は必要としません。

- 口座振替を実施している事務組合の皆様へ

現在、労働保険料の納付について、口座振替制度を利用している場合は、そのまま、一般拠出金についても口座振替を行うこととなります。そのためには、引き落し日迄に、口座振替用口座に労働保険料と一般拠出金の全額を入金しておく必要があります。

なお、一般拠出金の口座振替について、新たな事務手続は必要としません。

厚生労働省から独立行政法人環境再生保全機構へ交付された一般拠出金は、機構内に設けられた石綿健康被害救済基金に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫や肺がんを発症している方及びこの法律の施行前にこれらの疾病により死亡した方のご遺族(労災補償等の対象とならない方に限る。)に対して、同基金から医療費等の支給を行います。

- 救済に関するお問合せ先(ホームページ等)は以下のとおりです

・独立行政法人 環境再生保全機構 <http://www.erca.go.jp>
フリーダイヤル 0120-389-931

・環境省 地方環境事務所 <http://www.env.go.jp/region/>

「一般拠出金」申告書等記入のポイント

1 申告書(継続事業)の記入例

一般拠出金について注意書が記載されています。

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（表面）

労働保険 概算・確定保険料 申告書

石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0123456789

下記の注意事項をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用 平成19年月日 あて先

種別 32701

※修正項目番号 ※入力微定コード

※各種区分 管轄(1) 基幹番号 枝番号

(注2)(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金は延納できません。

※提出年月日(元号:平成は7) (3)事業廃止等年月日(元号:平成は7) (5)雇用保険被保険者数 (6)免許対象高齢労働者数 ※保険関係 ※片保険理由コード

※提出年月日(元号:平成は7) (3)事業廃止等年月日(元号:平成は7) (5)雇用保険被保険者数 (6)免許対象高齢労働者数 ※保険関係 ※片保険理由コード

労働保険特別会計歳入徴収官殿

算定期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

⑦区分 (1)区 分 (2)保険料・拠出金算定基礎額 (3)保険料・拠出金額 (4)確定保険料・一般拠出金額 (5)雇用保険料 (6)免許対象者分 (7)一般拠出金

10000 0.05 10000 500

拠出金算定基礎額欄には、労災保険の確定保険料算定基礎額と同じ額を記入します。

拠出金率(0.05/1000)を乗じて算出した「一般拠出金額」を記入します。

「一般拠出金」欄には算出した一般拠出金の全額を転記します。
(分割納付はできません。)

切りはなさないで下さい。

2 申告書(単独有期事業)の記入例

一般拠出金について注意書が記載されています。

②保険関係成立年月日 年月日 常時使用労働者数 人

④事業又は作業の種類

⑤増加年月日(元号:平成は7) 元号 - 年 - 月 - 日(項2)

⑥事業終了(予定)年月日(元号:平成は7) 元号 - 年 - 月 - 日(項3)

⑦賃金総額の算出方法

(イ)支払賃金 (ロ)労務費率又は労務費の額 (ハ)平均賃金

賃金総額の特例(⑦の(ロ))による場合

⑧請負金額の内訳 (イ)請負代金の額 (ロ)請負代金に加算する額 (ハ)請負代金から控除する額 (ニ)請負額((イ)+(ロ)-(ハ)) (リ)素材の(見込)生産量 (リ)労務費率又は労務費の額

から 年月日 まで ⑫保険料率 1000分の

⑬確定保険料額(⑪×⑫) ⑭申告済概算保険料額

千円 百十億千百十万千百十円 円項5

(ロ)還付額(⑪-⑬) (ハ)不足額(⑪-⑭)

一般拠出金算定基礎額 ⑯拠出金率 ⑰一般拠出金(⑯×⑯)

10000 0.05 500

平成19年4月1日以降に新規に開始した事業(工事等)について、労災保険の確定保険料算定基礎額と同じ額を記入します。

一般拠出金(注) 10000 0.05 500

増加概算保険料

⑪算定期間 年月日から年月日まで ⑫保険料率 1000分の

⑬保険料算定基礎額の見込額 ⑭概算保険料額(⑪×⑫) ⑮申告済概算保険料額

千円 百十億千百十万千百十円 円項5

⑯差引納付額(⑪-⑬)

⑰延納の申請 納付回数

今期納付額 ⑲延納の申請

保険料又は概算保険料 ⑳確定保険料 ⑱一般拠出金

第1期(初期) 500

第2期以後

「一般拠出金」欄で算出した一般拠出金の全額を転記します。
(分割納付はできません。)

「一般拠出金」欄で算出した一般拠出金の全額を転記します。
(分割納付はできません。)

※有期メリット識別コード

※データ指示コード

※再入力区分

3 領収済通知書(金融機関に提出)の記入例

「一般拠出金」欄には申告書に記入した額と同額を記入してください。なお、額の前には必ず「¥」記号を付してください。

※取扱店名 ※取扱店番号 従事者登録番号 保険料収入及び一般拠出金収入

30841 0847 厚生労働省管 6118 ※平成19年度

※会員登録番号 全部一部

※第3片裏面の注意事項をよく読み、太線の枠内を記入して下さい。

内労働保険料 ￥45000

一般拠出金 ￥500

納付額(合計額) ￥45500

「納付額(合計額)」欄には労働保険料と一般拠出金の合計額を記入してください。なお、額の前には必ず「¥」記号を付してください。

※金額の訂正はできません。記入誤りをした場合は、所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署で納付書の再交付を受け、書き直して納付してください。

この書面は機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。

上記の合計額を領収しました。

ここから切りはなして下さい。

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

方印併せて記入欄へ捺印(印) (印) (印)

平成19年度における申告・納付のポイント

事業主の皆様へ

○ 他の都道府県へ事業場を移転した場合

本来、一般拠出金の納付は、労働保険料の確定精算をする際に同時にいますが、18年度中に都道府県をまたぐ事業場移転をした場合に限り、移転後の新労働保険番号による年度更新の際に、移転前に支払った賃金も含めた賃金総額を基に一般拠出金を算定・納付することとなります。



$$\begin{aligned} \text{移転前の労働保険番号に係る確定保険料} &= A \times \text{労働保険料率} \\ \text{19年度年度更新で納付(精算)する移転後の労働保険番号に係る確定保険料} &= B \times \text{労働保険料率} \\ \text{一般拠出金} &= (A+B) \times \text{一般拠出金率}(0.05/1000) \end{aligned}$$

○ 個別事業から継続被一括事業となった場合

本来、個別事業から継続被一括事業に加わることとなった場合、個別事業の期間に係る労働保険料の確定精算を行うこととなるため一般拠出金も同時に納付することとなりますが、18年度中に継続被一括事業に加わることとなった場合に限り、19年度の年度更新の際に指定事業が個別事業の期間に支払った賃金も含めた賃金総額を基に一般拠出金を算定・納付することとなります。



$$\begin{aligned} \text{被一括事業となる前(個別事業)の確定保険料} &= A \times \text{労働保険料率} \\ \text{指定事業が19年度年度更新に納付(精算)する確定保険料} &= B \times \text{労働保険料率} \\ \text{指定事業が19年度年度更新に納付する一般拠出金} &= (A+B) \times \text{一般拠出金率}(0.05/1000) \end{aligned}$$

○ 継続被一括事業から個別事業となった場合

18年度途中に継続被一括事業から個別事業となった場合、労働保険料の確定精算及び一般拠出金については、指定事業であった事業と個別事業がそれぞれ各自の期間に支払った賃金総額を基に算定・納付することとなります。



$$\begin{aligned} \text{個別事業が19年度年度更新に納付(精算)する確定保険料} &= A \times \text{労働保険料率} \\ \text{個別事業が19年度年度更新に納付する一般拠出金} &= A \times \text{一般拠出金率}(0.05/1000) \\ \text{指定事業であった事業が19年度年度更新に納付(精算)する確定保険料} &= B \times \text{労働保険料率} \\ \text{指定事業であった事業が19年度年度更新に納付する一般拠出金} &= B \times \text{一般拠出金率}(0.05/1000) \end{aligned}$$

事務組合・委託事業主の皆様へ

1 申告・納付について

- 事務組合に委託している事業主の皆様は、平成19年度年度更新から、労働保険料と同様に、事務組合を通じて一般拠出金を申告・納付することとなり、新たに労働局に対する一般拠出金の申告・納付を行うための事務手続は必要としません。
- 一般拠出金の額は、「事業主が平成18年度に労働者に支払った賃金総額」に「一般拠出金率(一律 0.05/1000)」を乗じて算出します。
- その他一般拠出金について、ご不明の点がある場合には、委託先事務組合、下記の一般拠出金申告・納付相談窓口又は都道府県労働局へご相談ください。

2 事務組合委託事業主に対する一般拠出金申告・納付相談窓口の設置について

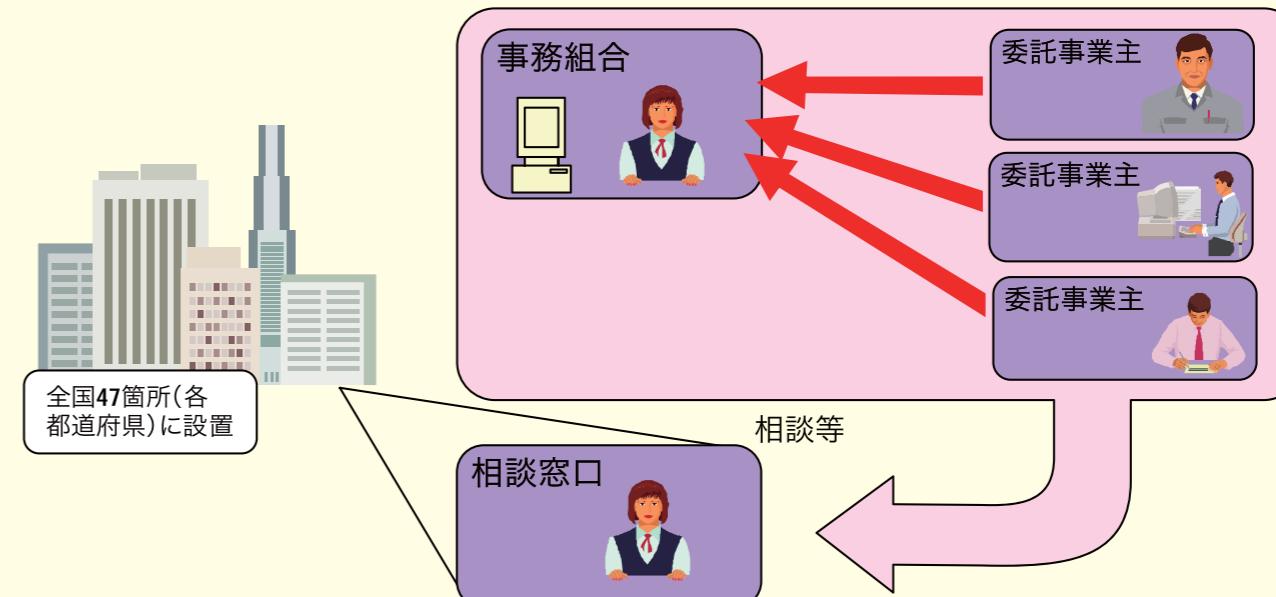
① 概要

平成19年度からの一般拠出金徴収に伴い、事務組合委託事業主の皆様からの様々な問い合わせ・相談等に対応するため、各都道府県に一ヵ所相談窓口を設置し、専門的知識を有する相談員が相談に応じます。

② 設置期間等

平成19年4月～6月

※ 相談窓口の設置場所及び電話番号等の詳細については、厚生労働省ホームページ等でお知らせします。(3月下旬予定)



3 報奨金の支給について(一般拠出金用)

一般拠出金徴収に伴い、労働保険料に係る報奨金に準じて、一般拠出金についても報奨金を交付いたします。なお、報奨金支給基準・支給額等については、別途、都道府県労働局を通じてお知らせします。(6月予定)